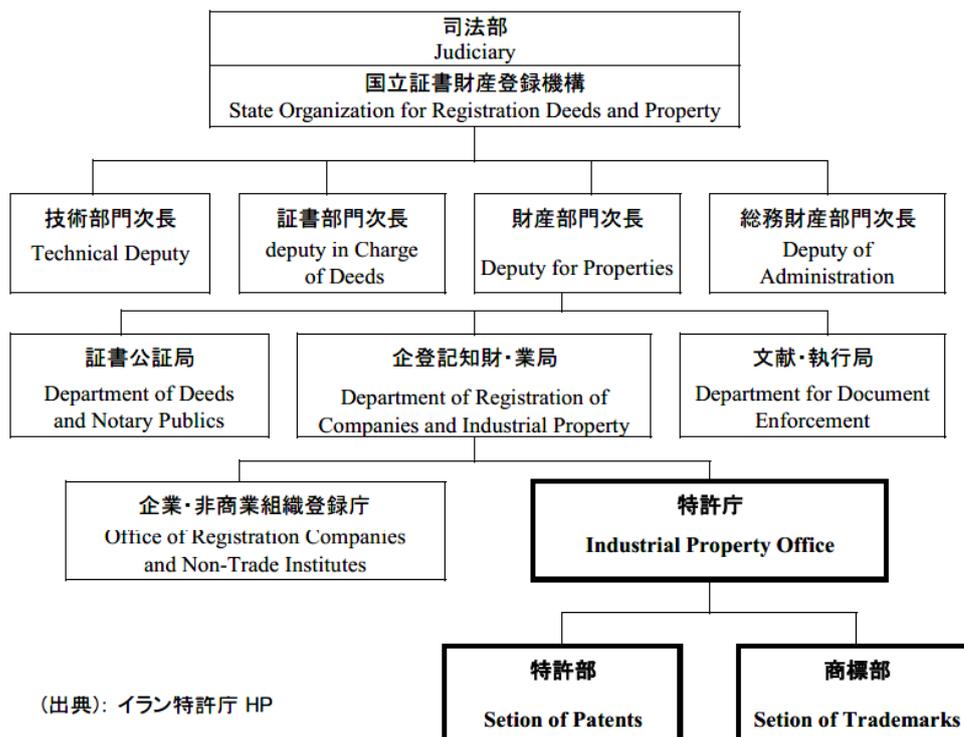


①国名	Islamic Republic of Iran (IR) (イラン・イスラム共和国)				
②名称	Intellectual Property Center of the Islamic Republic of Iran				
③所在地	3 Phayazbakhsh Str. Khayam Str. Imam Khomeini Square Tehran 11146-78111 Islamic Republic of Iran				
④連絡先	(電話) (98 21) 6671 2598 (FAX) (98-21) 6670 0867 (E-mail) Iran.ipc@ssaa.ir (internet) http://iripo.ssaa.ir/				
⑤組織の長	President of Intellectual Property Center : Mr. Siyamak ESLAMI				
⑥沿革	<p>(1) イランにおいては、1925年に「特許商標法」が制定されたが、この特許商標法は初歩的な規定しか定められていなかった。その後、1931年に「商標特許登録法」が法律第3194号により制定され、1931年7月20日に施行された。</p> <p>(2) この商標特許登録法の施行規則は、1958年に施行された。</p> <p>(3) この商標特許登録法並びにその施行規則は、今日のイランにおける特許権及び商標権の保護の基礎となっている。</p> <p>(4) 2008年に新たな産業財産権法である「特許・工業意匠・商標登録法」が制定され、2008年5月5日から施行された。この新たな産業財産権法により意匠についても保護されることになった。</p>				
⑦所管	特許、意匠、商標				
⑩加盟条約	WIPO	ベルヌ	ブリッセル	フィルム (登録)	マドリッド (原産地表示)
	2002/3/14				2004/6/18
	ナイロビ (オリンピック)	パリ	PLT	レコード保護	ローマ
		1959/12/16			
	シンガポール	TLT	ワシントン	WCT (著作権)	WPPT (実演及びビデオ)
	ブダペスト	ヘーグ			リスボン
		ロンドンアクト	ヘーグアクト	ジュネーブアクト	
					2006/3/9
	マドリッド (標章)	マドプロ	PCT	ロカルノ	ニース
	2003/12/25	2003/12/25	2013/10/4	2018/7/12	2018/7/12
	ストラスブール	ウィーン	WTO		

①国名	Islamic Republic of Iran (I R) (イラン・イスラム共和国)					
①統計データ	出願件数		2020年	2021年	2022年	2023年
	特許	全数	12,030	10,791	8,681	8,852
		(内 外国出願)	634	581	414	349
		(内 日本から)	33	26	29	25
		(内 PCT ルート)			412	363
	意匠	全数	14,984	14,016	8,212	7,841
		(内 外国出願)	88	113	58	60
		(内 日本から)	3	1	1	
	商標	全数(*)	150,588	149,077	107,303	100,438
		(内 外国出願)	7,143	7,570	3,603	3,388
		(内 日本から)	182	192	86	57
	登録件数		2020年	2021年	2022年	2023年
	特許	全数	3,660	3,013	2,250	1,901
		(内 外国出願)	366	309	199	172
		(内 日本から)	18	22	13	15
		(内 PCT ルート)			194	173
	意匠	全数	4,454	2,640	802	1,210
		(内 外国出願)	28	36	17	15
		(内 日本から)	1	2	1	
	商標	全数(*)	36,371	40,145	29,142	25,885
(内 外国出願)		3,539	3,403	3,557	3,126	
(内 日本から)		102	97	129	60	
(出典) : WIPO IP Statistics						

組 織

〈組織図〉 特許庁は、State Organization for Registration Deeds and Property, Juridiciary(司法部・国立証書財産登録機構)の Department of Registration of Companies and Industrial Property(企業登記・知財局)の下部組織である。



(出典) : イラン特許庁 HP

①国名	Islamic Republic of Iran (IR) (イラン・イスラム共和国)	
特許制度	②最新特許法の施行年月日	2008年5月5日施行の特許・工業意匠・商標法改正法(以下「法」という。)施行規則(以下「規則」という。)は、2009年1月21日に公布。
	③地理的効力の範囲	イラン国内のみ。(法第15条(a))
	④他国制度との関連	特許協力条約(PCT)加盟国
	⑤出願人資格	発明者及び承継人。雇用者の発明は別段の契約が無い限り、雇用者に属する。(法第5条)
	⑥現地代理人の必要性及び代理人の資格	要。国内に住所又は主たる事業所を有しないの出願人は、法定代理人を選任しなければならない。(法第51条)
	⑦出願言語	ペルシャ語。(法第6条)
	⑧特許権の存続期間及び起算日	出願日から20年。(法第16条)
	⑨新規性の判断基準	内外国公知公用、内外国刊行物(法第4条)
	⑩グレース・ピリオド	有。出願日又は優先日前6月の開示。(法第4条)
	⑪非特許対象	(1) 発見、科学理論、数学的方法及び幻術作品 (2) 計画、ビジネスの規則又は方法、精神的又は社会的行動の実施 (3) 人又は動物の病気の治療又は診断方法 (4) 遺伝資源又はこれを構成する遺伝要素並びに遺伝資源を生産する生物学的方法。ただし、本項の「もの」又は方法であるが、個人の発明の成果であって課題の解決策となる「もの」及び当該方法に使用される「もの」は特許対象。 (5) 産業及び先行技術において既に予期されていたもの (6) 商業的利用がイスラム法又は公序良俗に反するもの (法第4条)
	⑫実体審査の有無及び審査事項	有。実体審査に応答はなく、拒絶査定不服の場合は決定から30日以内(海外出願人は60日以内)に審判請求しなければならない。(法第12条及び第13条並びに規則第58条)
	⑬審査請求制度の有無	無。(法第13条)
	⑭優先審査制度・早期審査制度の有無	無。(法第13条)
	⑮出願公開制度の有無	無。出願公開制度はないが、特許出願は特許が付与された後、公報により公告(公開)される。(規則第168条)
	⑯異議申立制度の有無	有。登録公告後、利害関係人は公告から30日(海外申立人は60日)以内に審判請求できる。特許権者は異議通知から30日以内(海外権利者は60日以内)に応答しなければならない(規則第58条、第59条)
	⑰無効審判制度の有無	無。(無効審判制度はないが、無効は裁判所に提訴する。(法第18条))
	⑱実施義務	有。公共の利益で必要である場合(法第17条)
	⑲費用 単価 IRR (イラン・リアル)	[出願から登録までに掛かる費用] (規則:料金表) 登録料 <法人> 100,000 IRR <個人> 10,000 IRR 印刷料 <法人> 50,000 IRR <個人> 5,000 IRR [特許権維持に掛かる費用] (規則:料金表) 年金 <個人> (<法人は個人の10倍> 1-5年次 100,000 IRR(各年につき) 6-10年次 200,000 IRR(各年につき) 11-15年次 300,000 IRR(各年につき) 16-20年次 400,000 IRR(各年につき)
	⑳料金減免措置の有無	有。個人の料金は、企業の料金の10%に減額されている。
	㉑PCTにおける国内料金減額措置の有無	無。

①国名	Islamic Republic of Iran (IR) (イラン・イスラム共和国)	
意匠制度	②最新意匠法の施行年月日	2008年5月5日施行の特許・工業意匠・商標法改正法(以下「法」という。)施行規則(以下「規則」という。)2009年1月21日公布。
	③地理的効力の範囲	イラン国内のみ。(法第15条(a)及び第23条)
	④他国制度との関係	無。
	⑤出願人資格	発明者及び承継人。雇用者の発明は別段の契約が無い限り、雇用者に属する。(法第5条及び第23条)
	⑥現地代理人の必要性及び代理人の資格	要。国内に住所又は主たる事業所を有しないの出願人は、法定代理人を選任しなければならない。(法第51条)
	⑦出願言語	ペルシャ語。(規則第68条)
	⑧意匠権の存続期間及び起算日	出願日から5年。5年ずつ2回更新することができる。(法第28条d)
	⑨新規性の判断基準	内外国公知公用、内外国刊行物(法第4条及び第21条)
	⑩グレース・リト	有。出願日又は優先日前6月の開示。(法第4条及び第21条)
	⑪不登録対象	第20条に定める意匠の定義に反するもの、 新規性及び独創性を欠如するもの 商業的使用がイスラム法及び公序良俗に反するもの (法第27条(b))
	⑫実体審査の有無	無。不登録事由のみ審査される。(法第27条(c))
	⑬審査請求制度の有無	無。
	⑭優先審査制度・早期審査制度の有無	無。
	⑮部分意匠制度の有無	無。
	⑯関連意匠制度の有無	有。同じ区分又は同一物品のセット又は構成に限る。(法第24条)
	⑰「組物」の意匠制度の有無	有。同じ区分又は同一物品のセット又は構成に限る。(法第24条)
	⑱出願公開制度の有無	無。出願公開制度はないが、意匠登録された後、公報により公告(公開)される。(規則第168条)
	⑲秘密意匠制度の有無	有。登録後の工業意匠の公告を、出願日(優先日)から12月を超えない期間、延期することができる。(法第25条)
	⑳異議申立制度の有無	有。登録公告後、利害関係人は公告から30日(海外申立人は60日)以内に審判請求できる。意匠権者は異議通知から30日以内(海外権利者は60日以内)に応答しなければならない(規則第101条、規則第102条)
	㉑無効審判制度の有無	無。無効審判制度はないが、無効は裁判所に提訴する。(法第29条)
	㉒登録表示義務	無
	㉓費用 単価 IRR (イラン・リアル)	[出願から登録までに掛かる費用] (規則: 料金表) 登録料 <法人> 150,000 IRR <個人> 50,000 IRR 追加1区分 <法人> 60,000 IRR <個人> 20,000 IRR 印刷料 <法人> 15,000 IRR <個人> 5,000 IRR [意匠権維持に掛かる費用] 年金 <企業> (<個人は法人の1/3>) 1-5年次 1,350,000 IRR(各年につき) 追加1区分 300,000 IRR 6-10年次 2,700,000 IRR(各年につき) 追加1区分 600,000 IRR 11-15年次 1,350,000 IRR(各年につき) 追加1区分 300,000 IRR
	㉔料金減免措置の有無	有。個人の料金は、法人の料金の3分の1に減額されている。

①国名	Islamic Republic of Iran (IR) (イラン・イスラム共和国)	
商標制度	②最新商標法の施行年月日	2008年5月5日施行の特許・工業意匠・商標法改正法(以下「法」という。)施行規則(以下「規則」という。)2009年1月21日公布。
	③地理的効力の範囲	イラン国内のみ。(法第40条a)
	④他国制度との関連	マドリッド議定書締約国
	⑤商標法の保護対象	商品、役務、団体、証明、商号(法第30条)
	⑥商標の種類	色彩、立体的形状(規則第108条11~12)を含み、視覚により識別可能な標識(法第30条a)
	⑦出願人資格	本法に基づき出願する者(法第31条)
	⑧権利付与の原則	先使用主義。(法第32条(a)及び第37条並びに規則第124条及び第125条)
	⑨本国登録要件	有。
	⑩現地代理人の必要性及び代理人の資格	要。国内に住所又は主たる事業所を有しないの出願人は、法定代理人を選任しなければならない。(法第51条)
	⑪出願言語	ペルシャ語(規則第106条)。標章にペルシャ語以外が含まれれば、その翻字・翻訳が必要(規則第108条10)。
	⑫商標権の存続期間及び起算日	出願日から10年。10年ごとに更新できる。(法第40条d)
	⑬グレース・リフト	無。
	⑭不登録対象	(1) 他企業に属する商品又は役務から識別することができない標章。 (2) イスラム法又は公序良俗に反するは場合。 (3) 対象となる商品又は役務の原産地、又はその性質もしくは特徴について公衆又は市場を誤解させる恐れがある標章。 (4) 何れかの国又は国際機関のものであるか、それらによって採用された紋章、旗その他の記章、旗その他の記章、名称もしくは名称の短縮形もしくはイニシアル、公的標識又は印象と同一のものであるか模倣したものであるか、要素として含むものである標章。 (5) 他企業の同一又は類似の商品又はサービスについてイランにおいて周知されている標識又は商号と同一であるか、混同する程度に類似しているか、翻訳である標章。 (6) 同一又は類似の標章が類似のものではないサービスについて登録されたか、周知のものとなった場合で、通常、当該標章の使用と周知標章の所有者の間に関連性があり、登録することによって当該周知標章の所有者の利益を害する恐れがある標章。 (7) 同一の商品もしくはサービス、又は関連性もしくは類似性によって欺瞞するか混同をもたらす可能性がある商品及びサービスについて、先の出願日又は優先権がある異なる所有者の名義で登録されている標章と同一である標章。 (法第32条)
	⑮防護標章制度の有無	無。
	⑯周知商標制度の有無	無。イランにおいて周知となっている標章と同一であるか、混同する程度に類似している標章であって、商標の使用が周知商標所有者と関連があり当該所有者の利益を害する場合に登録が認められない。(法第32条e)
	⑰一出願多区分制度の有無	有。(法第33条)
	⑱実体審査の有無及び審査事項	有。方式要件、識別性、先願/先登録の商標・商号・地理的表示との類似性について審査が行なわれる。(法第36条、同第32条)

①国名	Islamic Republic of Iran (IR) (イラン・イスラム共和国)	
商標制度	⑱審査請求制度の有無	無。(法第 36 条、同第 32 条)
	⑳優先審査制度・早期審査制度の有無	無。(法第 36 条、同第 32 条)
	㉑出願公開制度の有無	有。実体審査の後、公告(公開)される(法第 36 条)。
	㉒異議申立制度の有無	有。出願の公告(公開)日からから 30 日以内に異議申立を行なうことができる。申立書の瑕疵はさらに 30 日(海外申立人は 60 日)の補正期間が与えられる。異議申立人の使用商標が登録されていない場合、商標出願しなければならない。(規則第 124 条及び第 125 条) 出願人が異議申立書の通知から 20 日以内に反駁書を送付しなければ、出願は取り下げられたものとみなされる。(法第 37 条)
	㉓無効審判制度の有無	無。無効審判制度はないが、利害関係者が不登録事由を証明したとき、裁判所に取消を提訴することができる。(法第 41 条))
	㉔不使用取消制度の有無	有。当該商標の登録日から、請求を提出する 1 月前までの間の最低 3 年間の期間にわたり、当該商標を使用していないことを証明したときは、裁判所に当該商標の取消を請求することができる。(法第 41 条)
	㉕商標分類	最新のニース国際分類を採用している。(規則第 1 条 6)
	㉖図形要素の分類	無。
	㉗譲渡要件	無。ただし、誤認・、混同を惹起する譲渡は無効(第 48 条)。
	㉘費用 単位 IRR (イラン・リアル)	[出願から登録までに掛かる費用] 登録料(1 区分) <法人> 400,000 IRR <個人> 200,000 IRR 追加 1 区分 <法人> 40,000 IRR <個人> 20,000 IRR 印刷料 <法人> 10,000 IRR <個人> 5,000 IRR [商標権維持に掛かる費用] 存続期間更新料 基本料(1 区分) <法人> 400,000 IRR <個人> 200,000 IRR 追加 1 区分 <法人> 40,000 IRR <個人> 20,000 IRR 印刷料 <法人> 10,000 IRR <個人> 5,000 IRR
	㉙料金減免措置の有無	有。個人の料金は、法人の料金の 50%に減額されている。